

人事行政の運営等の状況について

平成27年11月16日

名張市

目 次

1. 任免及び職員数に関する状況	1
2. 給与の状況	4
3. 勤務時間その他の勤務条件の状況	16
4. 分限及び懲戒の処分の状況	18
5. サービスの状況	19
6. 研修の状況	20
7. 勤務成績の評定の状況	22
8. 福祉及び利益の保護の状況	23
9. 競争試験及び選考の状況	24
10. 公平委員会の業務の状況	25

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用職員者数

平成26年度 (平成26年4月1日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
一般事務	12 (3)
土 木	3 (0)
建 築	1 (0)
電 気	1 (0)
化 学	1 (0)
保 健 師	1 (1)
社会福祉士	1 (1)
臨床心理士	1 (1)
医 師	6 (1)
診療放射線技師	1 (0)
臨床検査技師	1 (1)
看 護 師	16 (16)
消 防	6 (0)
合 計	51 (24)

平成26年度 (平成26年4月2日以降)	
職 種	採用者数 (うち女性)
医 師	3 (1)
看 護 師	7 (5)
任期付 (弁護士)	1 (0)
合 計	11 (6)

平成27年度 (平成27年4月1日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
一般事務	9 (6)
土 木	2 (0)
電 気	1 (0)
保 健 師	1 (1)
医 師	8 (2)
薬 剤 師	1 (1)
医療SW	1 (1)
臨床工学技士	3 (1)
看 護 師	10 (9)
消 防	4 (0)
合 計	40 (21)

(2) 退職者数

平成26年度	
職 種	退職者数
一般事務	13
土 木	8
化 学	1
任期付 (弁護士)	1
看護教員	1
保育士・幼稚園	5
保 健 師	2
看護師 (応急)	1
医 師	10
臨床工学技士	1
看 護 師	11
消 防	3
給食調理員	3
用 務 員	1
合 計	61

(3) 再任用職員数 (平成27年4月1日現在)

区 分	短時間勤務
市 長 部 局	17
教 育 委 員 会	8
消 防 本 部	1
上 下 水 道 部	5
合 計	31

※採用者数と退職者数には、他団体との派遣職員の異動が入っていないため、次ページの部門別職員数の対前年増減数と一致しないことがあります。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

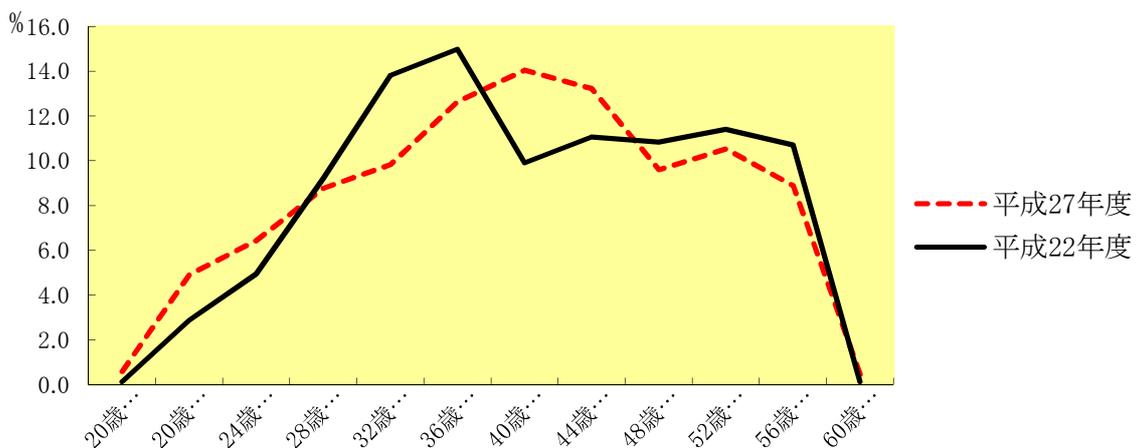
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	6人	6人	0人	
	総務	99人	99人	0人	
	税務	26人	22人	-4人	事務の合理化
	農林水産	18人	16人	-2人	事務の合理化
	商工	6人	7人	1人	商工業務スタッフの充実
	土木	50人	49人	-1人	事務の合理化
	民生	120人	112人	-8人	事務の合理化
	衛生	28人	25人	-3人	事務の合理化
	計	353人	336人	-17人	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.48人
	教育部門	85人	82人	-3人	事務の合理化
	消防部門	114人	115人	1人	
小 計	552人	533人	-19人	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.80人	
公営企業業	病院	249人	261人	12人	医師・看護業務スタッフの充実
	水道	23人	20人	-3人	事務の合理化
	下水道	17人	16人	-1人	事務の合理化
	その他	23人	24人	1人	国保業務スタッフの充実
	小 計	312人	321人	9人	
合 計	864人 [1,051人]	854人 [1,051人]	-10人 [0人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.43人	

(注) 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査をもとに算出しています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(5) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	42人	55人	75人	84人	108人	120人	113人	82人	90人	76人	4人	854人

(6) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	369	364	362	360	353	336	▲33 (▲8.9%)
教 育	97	103	94	91	85	82	▲15 (▲15.5%)
消 防	112	113	115	114	114	115	3 (2.7%)
普通会計計	578	580	571	565	552	533	▲45 (▲7.8%)
公営企業等会計計	291	286	290	300	312	321	30 (▲10.3%)
総 合 計	869	866	861	865	864	854	▲15 (▲1.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(7) 定員適正化の状況

職 種 別	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	計画	実績										
事務技術職等	395	395	394	400	385	392	385	396	380	386	376	372
保 育 士 等	81	81	78	71	74	65	67	62	61	59	57	58
保 健 師 等	24	24	24	26	27	28	27	30	27	33	27	31
技能労務等	55	55	51	49	48	46	44	42	39	37	35	33
小 計	555	555	547	546	534	531	523	530	507	515	495	494
消 防 職	112	112	115	113	115	115	115	114	115	114	115	115
医 療 職	202	202	206	207	206	215	206	221	206	235	206	245
合 計	869	869	868	866	855	861	844	865	828	864	816	854

(注) 定員管理調査の作成要領により、平成27年度より教育長を含めないことに変更となりましたので、実績から除外しています。なお、計画値には教育長を含めています。

2 給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

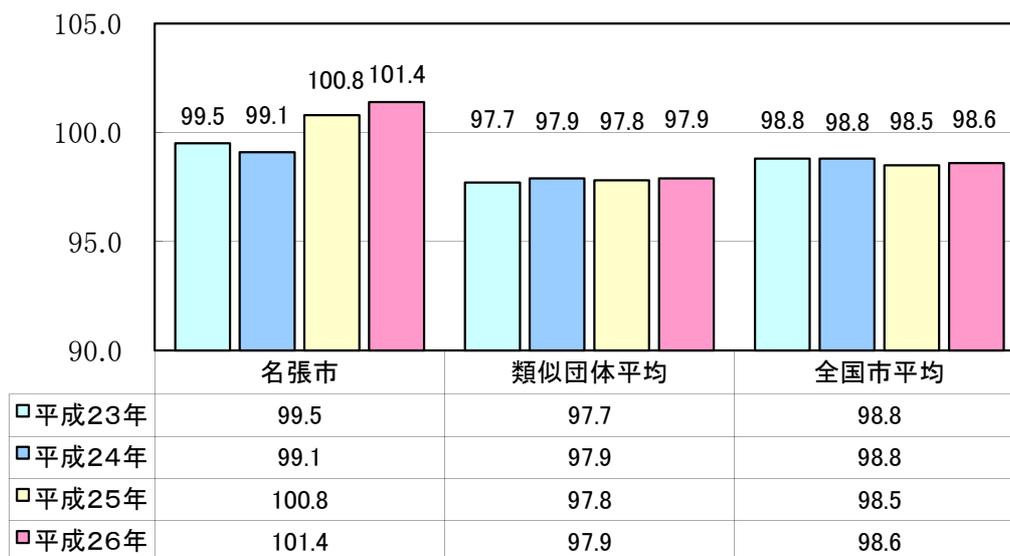
区分	住民基本台帳人口 (H27.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 81,005	千円 27,064,889	千円 401,798	千円 5,203,450	% 19.2	% 21.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 551	千円 2,076,226	千円 557,657	千円 823,603	千円 3,457,486	千円 6,275

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(理由) 新規採用職員の抑制傾向等から職員の平均年齢が上昇していること、国とは違い高卒及び短大卒の部長級への登用を行っていること、高齢層職員（55歳を超える職員）の昇給抑制について国とは異なり昇給時号数の縮減措置としていることが主な要因である。
 (改善の見込み) 平成27年4月1日より、給与水準の適正化のための減額措置を実施し、ラスパイレス指数の抑制を図ることとしています。また、高齢層職員の昇給抑制に対し、県等の状況を踏まえ改正の検討を進めています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し 【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(実施内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施しました。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(減給保障)を実施しています。

②地域手当の見直し 【支給率の改定なし】

(支給割合) 国基準3%に対し、名張市においても3%を支給しています。

③その他の見直し内容

平成27年4月1日に、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名張市	43.0 歳	333,256 円	413,945 円	372,151 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
名張市	51.5 歳	25 人	339,152 円	359,824 円	354,382 円
うち給食調理員	52.2 歳	24 人	345,004 円	366,206 円	360,621 円
うちその他	33.9 歳	1 人	198,700 円	206,661 円	204,661 円

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名張市	46.5 歳	357,890 円	396,188 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	名張市
一般行政職	大学卒 174,200 円
	高校卒 142,100 円
技能労務職	高校卒 142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 240,750 円	361,426 円	389,673 円	408,467 円
	高校卒 ※ 217,300 円	309,325 円	362,538 円	391,525 円
技能労務職	高校卒 ※ 209,900 円	※ 276,800 円	※ 313,600 円	※ 344,400 円

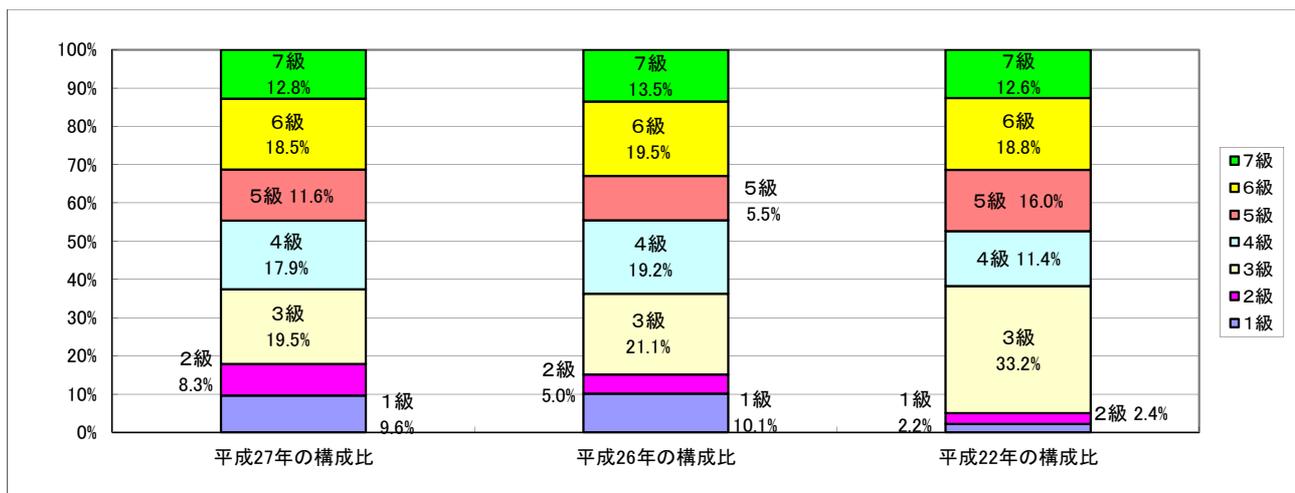
(注) ※欄の数値は該当者なしまたは少数のため理論値です。

Ⅲ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	室員	30 人	9.6 %	137,600円	244,900円
2 級	室員	26 人	8.3 %	187,700円	301,900円
3 級	室員	61 人	19.5 %	223,900円	347,700円
4 級	主査	56 人	17.9 %	258,300円	378,700円
5 級	副室長・主幹	42 人	13.4 %	285,000円	390,700円
6 級	室長・副参事	58 人	18.5 %	315,800円	407,900円
7 級	部長・理事・参事・担当監	40 人	12.8 %	360,100円	442,600円

(注) 1 名張市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・実績に基づく人事評価制度は試行段階にあるが、現状としては全職員への本格実施に至っていないため、現在、昇給に差を設けていない。

IV 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(26年度)	
1,534	千円
(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

能力・業績に基づく人事評価は検討段階にあるが、現状としては未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給(65/100×2回)を行った。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

名張市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325 月分	49.59	月分
最高限度額	49.59 月分	49.59	月分
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	1,893 千円	23,580	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		74,364 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		123,528 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
名張市	3 %	570 人	3 %
津市	6 %	1 人	6 %
鈴鹿市	10 %	1 人	10 %
東京都特別区	18 %	1 人	18 %

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		16,147 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		44,481 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		54.0 %	
手当の種類(手当数)		4(10)	
種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
防疫手当	防疫等作業手当	1 感染症の疑いのある患者の救護又は感染菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理及び患者等の防疫に従事したとき。	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
福祉業務手当	死体処理手当	1 行旅死亡人の収容に従事したとき。	日額 5,000円 (医療職及び消防職には適用しない。)
特別勤務手当	用地交渉等手当	1 用地交渉、滞納整理、強制執行、汚物処理及び社会福祉の現業の業務で、同種の通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び、又は精神的な著しい苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回 500円 (詳細が記録されていること。)

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
特別勤務手当	災害応急作業等手当	1 正規の勤務時間外に災害対策本部等の緊急の危機管理体制下で業務に従事したとき。	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
		2 前項のときに、庁外で業務に従事したとき。	日額 500円 (前項の額に加算する。)
	道路上作業手当	1 正規の勤務時間外に緊急勤務命令を受けて道路等の公共施設の補修、復旧等の業務に従事したとき。(災害応急作業等手当が支給される場合を除く。)	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
	応急診療業務	1 応急診療所で深夜に看護業務に従事したとき。	日額 800円
消防手当	出動手当	1 火災、救急及び救助等の現場に出動し、消火、救急及び救助等の活動に従事したとき。ただし、救急救命士の資格を有する者が、救急活動に従事したとき及び中型・大型車の操作運転業務(機関員)に従事したときは100円を加算する。	1回 400円
		2 勤務時間外に火災等の発生により緊急勤務命令を受けて勤務につき、業務に従事したとき。	1回 500円
	夜間特殊業務手当	1 消防吏員が正規の勤務時間に深夜勤務に従事したとき。	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	136,353 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	303 千円
支給実績(平成25年度決算)	122,197 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	282 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同	68,551 千円	226,241 円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円			
	配偶者のいない場合の1人目	11,000円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		17,561 千円	254,508 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		26,222 千円	49,757 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給	異	国は月額46,300円～139,300円を支給	88,726 千円	531,293 円
管理職員特別勤務手当	管理または監督の職にある職員が臨時または緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日または休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		11,236 千円	73,438 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		8,641 千円	97,091 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		59,266 千円	166,012 円

V 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	900,000	円	
	副市長	690,000	円	
	議長	583,000	円	
報酬	副議長	502,000	円	
	議員	460,000	円	
期末手当	市長	(平成27年度支給割合) 3.50 月分		
	副市長	(平成27年度支給割合) 3.60 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料の月額×500/100×在職年数	(1期の手当額) 18,000,000	(支給時期) 任期ごと
	副市長	給料の月額×280/100×在職年数	7,728,000	任期ごと
	備考			

(注) 1 市長・副市長の給料月額は、不適切な事務などに伴う管理監督責任により減額しており、平成27年10月まで、市長54万円、副市長41万4,000円です。

(注) 2 1期は4年です。

Ⅶ 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 5,953,084	千円 -879,804	千円 2,002,363	% 33.6	% 36.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 259	千円 930,889	千円 714,500	千円 356,974	千円 2,002,363	千円 7,731

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	41.3 歳	529,239 円	1,515,796 円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	37.0 歳	296,867 円	449,168 円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	41.5 歳	345,435 円	552,296 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(26年度)	
1,413 千円	
(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%	

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

名張市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額		860 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		55,264 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		204,681 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
医師	16 %	38 人	— %
医師以外	3 %	223 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		334,972 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		1,543,649 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		76.1 %	
手当の種類(手当数)		2(39)	
種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	夜間看護業務（実務研修含む）	1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。4時間以上	1回 4,500円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間以上4時間未満	1回 4,000円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間未満	1回 3,000円
	緊急呼出手当	1 正規の勤務時間外に、医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回 5,000円
		1 正規の勤務時間外に、医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回 3,000円
	管理職員緊急業務手当	1 医療職給料表の適用を受ける管理職員が正規の勤務時間外に緊急対応のため手術、検査等に従事したとき。	1回 5,000円
	死体処理業務	1 病院で勤務する職員が死体の処理に従事したとき。	1回 1,200円
	解剖業務	1 病院で勤務する職員が解剖に従事したとき。	1回 1,600円
	放射線照射業務	1 放射線を照射する業務に従事したとき。	日額 300円
	病理検査業務	1 病理検査業務に従事したとき。	日額 300円
	手術室業務	1 看護師が手術室に勤務したとき。	日額 300円
	人工透析業務	1 人工透析業務に従事及び看護師が人工透析室に勤務したとき。	日額 300円
	救急出動業務	1 救急車で患者を他病院に搬送した職員	1回 400円
	救急輪番業務	1 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 120,000円
		2 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が名張市の休日を定める条例（平成元年条例第1号）による休日である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 70,000円

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価	
病院手当	救急輪番業務	3 医療職給料表(2)及び(3)の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 18,000円	
		4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 85,000円 (管理職員には適用しない。)	
		5 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が名張市の休日を定める条例による休日である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 40,000円 (管理職員には適用しない。)	
		6 医療職給料表(2)の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 3,000円 (管理職員には適用しない。)	
	救急輪番患者診察手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。	1回 4,000円	
	医師確保手当	1 院長	月額 170,000円	
		2 副院長及び顧問	月額 160,000円	
		3 学卒後18年以上の医師	月額 150,000円	
		4 学卒後10年～18年未満の医師	月額 140,000円	
		5 学卒後7年～10年未満の医師	月額 120,000円	
		6 学卒後3年～7年未満の医師	月額 110,000円	
	医師職務手当	1 院長	月額 200,000円	
		2 副院長	月額 100,000円	
		3 診療部長	月額 70,000円	
	待機業務	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合	1回 病院外で待機 2,000円 病院内で待機 6,000円	
		2 医療職給料表(2)及び(3)の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合	1回 病院外で待機 1,000円 病院内で待機 3,000円	
	医師研究手当	医師研究業務	1 院長	月額 500,000円
			2 副院長及び顧問	月額 450,000円
3 学卒後18年以上の医師			月額 430,000円	
4 学卒後10年～18年未満の医師			月額 420,000円	
5 学卒後7年～10年未満の医師			月額 360,000円	
6 学卒後3年～7年未満の医師			月額 310,000円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	168,373 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	726 千円
支給実績(平成25年度決算)	161,702 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	752 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同		26,692 千円	208,535 円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円				
	配偶者のいない場合の1人目	11,000円				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算					
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)		同		9,380 千円	246,838 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)		同		17,327 千円	80,216 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)					
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～140,000円を支給		異	医療職等の支給単価	23,654 千円	675,829 円
管理職員特別勤務手当	管理または監督の職にある職員が臨時または緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日または休日に勤務 6,000円～12,000円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,500円～6,000円支給		異	医療職等の支給単価	3,261 千円	130,430 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給		同		9,623 千円	181,566 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)		同		21,246 千円	103,639 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)		同		26,211 千円	143,231 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 2,137,314	千円 -319,075	千円 94,056	% 4.4	% 8.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 22	千円 91,647	千円 20,825	千円 35,326	千円 147,798	千円 6,718

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。
 3 平成26年度より新会計基準が適用されたことに伴い、計上方法などが前年度と異なります。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	43.7 歳	350,098 円	555,849 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(26年度)	
1,536	千円
(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成27年4月1日現在)

名張市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	25,085 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。
 対象者は、全職種です。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		2,974 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		114,401 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
名張市	3 %	20 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		35 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		3,833 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		33.3 %	
手当の種類(手当数)		4(4)	
勤務内容		支給単価	
用地交渉、滞納整理、強制執行等通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び又は精神的な苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。		1回 500円	
緊急命令を受けて出勤し、応急復旧作業に連続して3時間以上直接従事した職員		1回 500円	
勤務時間外に緊急命令を受けて出勤し、業務に従事した職員（前号との重複支給は行わない）		1回 500円	
高所若しくは配水池内等において作業を行った職員又は3,300ボルト以上の電気設備を直接取り扱った職員		日額 400円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	7,673 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	512 千円
支給実績(平成25年度決算)	4,954 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	413 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同	2,531 千円	230,091 円
	配偶者以外の扶養親族2人まで	6,500円			
	配偶者のいない場合の1人目	11,000円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		1,020 千円	255,000 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		1,110 千円	50,436 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給	同		4,964 千円	551,556 円
管理職員特別勤務手当	管理または監督の職にある職員が臨時または緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日または休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		233 千円	29,156 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		692 千円	62,892 円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

- (注) 1 公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。
- 2 市立病院及び消防署等においては、交代制勤務による勤務があります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20日
病 気 休 暇	公務傷病の場合	必要な期間
	結核性疾患の場合	必要な期間 (1年以内)
	私傷病の場合	必要な期間 (90日以内)
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要な期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液等の提供	
	ボランティア休暇	1 暦年 5日
	結婚休暇	7日以内
	生理休暇	必要な期間
	産前・産後休暇	産前産後各8週間 (多胎は産前14週間)
	育児時間休暇	1日2回 各30分以内 (生後1年以内)
	法令に基づく予防注射、健康診断等	必要な期間
	妊娠障害 (つわり等)	1妊娠期間において14日以内
	配偶者分娩休暇 (出産補助)	入院日から出産後14日以内の期間で3日以内
	育児参加休暇	妻の産前6週間産後8週間 (多胎は産前14週間) の期間に5日以内
	子の看護休暇	1暦年 5日 (子が2人以上の場合は10日) 以内
	短期介護休暇	1暦年 5日 (要介護者が2人以上の場合は10日) 以内
	忌引休暇	配偶者10日以内、父母7日以内、子5日以内、兄弟姉妹3日以内 等
	父母の追悼休暇	1日以内
	夏季休暇	7日以内
	災害による住居の滅失及び損壊等	7日以内
災害等による出勤困難	必要な期間	
災害時等の通勤途上の危険回避	必要な期間	

区 分	種 類	内 容
介 護 休 暇	配偶者等の介護（無休）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成26年1月1日～平成26年12月31日）

職員には、1 暦年あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成26年の職員一人あたりの平均取得日数は、10.5日です。

(4) 育児休業の取得状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
育児休業の取得人数	0	39	1	0	0	0	0	0	1	39
育児短時間の取得人数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
部分休業の取得人数	0	35	0	2	0	0	0	2	0	39

(5) 介護休暇の取得状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
介護休暇の取得人数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

4 分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類としては、免職、降任及び休職があります。

平成26年度の分限処分の実人数状況は次のとおりです。（（）は発令回数）

区 分	処分事由	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局ほか	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	13 (38)	13 (38)
教育委員会	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	1 (3)	1 (3)
消防本部	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
上下水道部	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計		0 (0)	0 (0)	14 (41)	14 (41)

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類としては、免職、停職、減給及び戒告があります。

平成26年度の懲戒処分の実人数状況は次のとおりです。

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局ほか	0	1	3	3	7
教育委員会	0	0	0	0	0
消防本部	1	0	0	1	2
上下水道部	0	0	0	0	0
合 計	1	1	3	4	9

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

5 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

また、研修に参加する場合や構成に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、全体の奉仕者であり職務専念義務を負うことから、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他の報酬を得ていかなる事業又は事務に従事することはできません。

平成26年度の従事許可の状況は次のとおりです。

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者（団体役員等）	0
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者（不動産賃貸等）	0
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者（調査員等）	12

(3) 名張市職員倫理規程

職員の職務に係る倫理の確立及び保持に関する必要な措置を講じることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、名張市では平成20年8月に名張市職員倫理規程を策定しました。

倫理規定 倫理行動規準 抜粋

- ・職員は、市民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、常に公正な職務の執行にあたらなければならない。
- ・職員は、法律又は条例若しくは規則等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与等を受け、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他職務の執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれのある行為をしてはならない。
- ・職員は、公務外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

6 研修の状況

平成26年度の研修の実施状況は次のとおりです。

研修名	受講者数	実施日数
【階層別研修】		
新規採用職員研修（前期）	32	4
新規採用職員研修（後期）	23	1
新規採用職員研修（ふるさと学）	22	2
一般職員研修（人事評価研修）	93	2
一般職員研修（OJTリーダー研修）	19	1
一般職員研修（ロジカルシンキング研修）	19	1
管理職研修（人事評価研修）	54	2
再任用職員事前研修	17	1
コンプライアンスと公務員倫理研修	54	1
職員健康講座	13	3
【特別研修】		
名張ゆめづくり協働塾Ⅰ	32	1
名張ゆめづくり協働塾Ⅱ	31	1
名張ゆめづくり協働塾Ⅲ	35	1
交通安全研修講習Ⅰ	16	1
交通安全研修講習Ⅱ	89	1
不当要求対策研修	28	1
不当要求行為防止対策研修	40	1
総合計画策定職員研修	63	3
【人権研修】		
人権相談力アップ研修	45	1
セクハラ・パワハラ研修	23	1
【人権大学講座派遣】		
三重県人権大学講座	1	22
【三重県市町総合事務組合派遣研修】		
ワンステップ研修（前期Ⅰ）	23	3
ワンステップ研修（前期Ⅱ）	23	1
ワンステップ研修（中期）	23	1
ワンステップ研修（後期）	15	2
ツーステップ研修Ⅰ	2	2
ツーステップ研修Ⅱ	2	2
スリーステップ研修Ⅰ	5	2
スリーステップ研修Ⅱ	5	2
マネージャー研修Ⅰ	15	2
マネージャー研修Ⅱ	2	1
話し方講座	2	2
総務トレンド研修	7	2

職場の活性化を考えるセミナー	9	1
研修名	受講者数	実施日数
コミュニケーションマインド向上研修	5	1
リーダー研修Ⅱ	2	2
リーダー研修Ⅲ	2	1
訴訟対応研修	1	1
情報処理研修	18	1
公営企業会計研修	1	2
税務実務研修	2	2
不当要求対策研修	9	1
三重地方行財政アカデミー入門編	1	1
三重地方行財政アカデミー研修会	2	1
【三重県地方自治研究センター派遣研修】		
労働安全衛生セミナー	3	1
【その他派遣研修】		
洋上研修（JC青年の船）	2	8
所属別職員専門研修	3	4
総受講者数	933	

7 勤務成績の評定の状況

職員の能力開発、人材育成及び公正な人事への反映を目的として、人事評価を行っています。人事評価の概要は、以下のとおりです。

(1) 評価方法

業績評価及び能力・態度評価を基に評価を行っています。

(2) 評価期間

毎年4月1日から3月31日までとしています。

(3) 評価者体系

原則として、次表のとおり、直近の上司による第1次評価及び調整評価者による調整評価の2つのステップを経て評価を決定します。また、被評価者についての最終的な人事評価結果は、市長が決定します。

被評価者	評価者	
	第1次評価者	調整評価者
部長・担当部長	副市長	市長
理事・担当監・室長・担当室長	部長	副市長
副室長・副参事・主管・主査・室員	室長	部長

※消防職及び保育士・幼稚園教諭職については、勤務形態等に応じて別途評価者を設定しています。

8 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び公務能率の向上に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

平成26年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び名張市職員安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none">安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の機能充実を図っています。メンタルヘルス対策として、第三者機関による健康相談窓口を設置し相談体制の充実に努めています。公務災害の削減にあたり、事例の研究及び防止対策の検討を行っています。
職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none">年1回全職員（人間ドック受診者除く）を対象とした定期健康診断を実施しています。人間ドック受診者を対象に経費の一部助成を実施しています。健康診断受診結果の状況を踏まえ、保健師又は産業医による保健指導を実施しています。業務上必要と認められる職員に対し、深夜業務従事者健診等を実施しています。
労働安全衛生事業の決算額	8,798千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条の趣旨により、市が行う職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を円滑に行うために職員の互助組織として名張市互親会が実施しています。

しかしながら、名張市の財政状況等を踏まえ、現在、職員の互助組織である名張市互親会への補助金は行っておりません。

(3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

9 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

平成26年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

区分	採用 予定者数	申込者数	受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 合格者数	最終 合格者数	合格倍率	
一般事務職（上級）	9名程度	74	64	32	20	14	6.1	
一般事務職（中級）		11	9	2				
一般事務職（初級）		13	12	6				
土木技術職（上級）	3名程度	1	1	1	1	1	1.0	
土木技術職（中級）		0	0	0				
電気技術職（上級）	1名程度	2	2	2	2	2	1.0	
電気技術職（中級）		0	0	0				
機械技術職（上級）	1名程度	0	0	0	0	0	—	
機械技術職（中級）		0	0	0				
保健師	1名程度	4	3	1	1	1	3.0	
消防職	1名程度	11	10	7	6	5	2.0	
消防職（救急救命士）		0	0	0				
身体障害者対象一般事務	1名	1	1	0	0	0	—	
追加 実施 分	土木技術職（上級）	2名程度	1	1	1	—	1	1.0
	土木技術職（中級）		0	0	0			
	機械技術職（上級）	1名程度	0	0	0	—	0	—
	機械技術職（中級）		0	0	0			
	身体障害者対象一般事務	1名	1	1	0	—	0	—

※合格者数は、補欠合格者数を含む人数です。

※倍率は、1次試験受験者数を合格者数で除して得た数となります。

(2) 選考の実施状況

平成26年度の選考試験の実施状況は次のとおりです。

区分	採用 予定者数	申込者数	合格者数
任期付職員（弁護士）	1名	1	1
医師	若干名	11	11
看護師①	若干名	7	6
看護師②	10名程度	9	9
看護教員	1名	1	1
薬剤師	1名	2	1
医療SW	1名	1	1
追加 実施 分	看護師	若干名	2
	看護教員	1名	0
	臨床工学技士	若干名	4

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし